

美園4丁目新入学児童の定員制による美園小学校入学に関するQ&A（令和8年7月31日）		
項目	質問	回答
Q1	この制度は今後ずっと続くのか？	美園地区の教育環境維持を図ることが目的なので、美園北小学校の児童数の偏りが解消されれば、この運用は廃止となりますが、当面は続く見込みです。
Q2	美園小学校に変更した場合、美園南中学校に行けるのか？	定員制入学制度により美園小学校に入学し卒業した場合、当該児童は指定校である美園中学校に加え、美園小学校の進学先である美園南中学校も選択できます。
Q3	美園小学校に応募者が多数いる場合、全員入学できるのか？抽せんになるのか？	応募が受入れ可能人数を超過する場合には抽せんにより決定します。 令和9年度入学予定者の定員は25人となります。
Q4	募集はいつ行うのか？	令和8年8月5日（水）より応募の受付を開始し、令和8年8月21日（金）17時15分に応募を締切りとします。 令和8年8月5日（水）付けで、令和9年度新入学予定のお子様のいる御家庭に対しては御案内を郵送しております。令和8年7月21日時点（基準日）に美園4丁目地内に住民登録があり、御案内が届いていない場合には教育委員会学事課に御連絡ください。 また募集は年1回のみで、基準日（＝令和8年7月21日）以降に美園4丁目へ転入または転居されたお子様は募集の対象外となります。
Q5	美園4丁目に在住で美園北小学校に就学する2年生～5年生の児童についての募集は行われるのか？	応募対象は基準日に美園4丁目地内に住民登録がある令和9年度入学予定のお子様のみとなります。また、来年度以降についても毎年新入生のみを当制度の応募対象とする予定です。
Q6	過去に当制度に応募し美園小学校に就学している兄弟がいる場合、令和9年度入学予定の子について優先的に受入れが行われるのか？	当制度で美園小学校に就学している兄弟姉妹がいることを理由に『就学指定校変更・区域外就学許可基準』の兄弟姉妹の事由により、就学指定校変更または区域外就学で美園小学校に入学することはできません。 したがって、過去に当制度に応募し、美園小学校に就学している兄弟がいる場合であっても、抽せんの結果入学が決定しなかった場合、美園小学校へ入学することはできません。
Q7	令和9年3月に美園4丁目に転入または転居の予定が確定しているが、美園4丁目新入学児童の定員制入学制度に応募することはできるか？	Q4に記載のとおり、令和8年7月21日を基準日と定め、応募対象は、基準日に美園4丁目地内に住民登録がある令和9年度新入学予定のお子様限定しております。基準日時点で美園4丁目地内にお住まいであっても、住民登録の手続きがない場合、応募することはできません。そのため、令和9年度の入学前に転入または転居の予定が確定している場合であっても、応募することはできません。
Q8	抽せんにより当せんした場合、辞退することはできるか？	辞退することは可能です。ただし、一度辞退された場合、辞退を取り下げることできません。
Q9	美園4丁目は何故希望した全員が美園小学校に入学できないのか？	美園小学校については、校舎の増設を行わないため学級数が増えない範囲で美園4丁目からの入学者を募ります。したがって、美園4丁目の希望者全員を受入れることはできません。応募が受入れ可能人数を超過する場合には抽せんにより決定します。

項目	質問	回答
Q 1 0	繰り上げ当せんはあるのか？	令和８年１２月２５日（金）までは、入学決定者のうち辞退者や欠員が生じた場合、その都度繰り上げによる入学の決定を行います。詳細は本通知記載の「９．繰り上げによる入学者の決定について」を御参照ください。
Q 1 1	当せんした後、入学前に一時的に美園４丁目ではない住所に転出または転居し、入学前に美園４丁目に戻ってくることになった場合、美園小学校に入学する権利は復活するのか？	入学前に美園４丁目から住民登録がなくなった場合、美園小学校への入学はできなくなります。一時的な転出または転居で入学前に前住所に戻られる場合でも、美園４丁目を出た時点で美園小学校へ入学する権利は無効となります。
Q 1 2	双子で応募する場合、一方の子が当せんしたことに伴い他方の子も優先で当せんとなるか？	兄弟姉妹の運用（Q6）と同様に双子についても優先的な受入れは行いません。 したがって、双子のお子様２人で応募し一方のお子様のみ入学が決定した場合、入学が決定しなかったお子様については美園小学校へ入学することができません。 また、入学が決定したお子様が美園小学校への入学を辞退した場合、その後、入学が決定しなかったお子様が繰り上げにより入学決定しても既に辞退しているお子様については美園小学校へ入学することができません。
Q 1 3	特別支援学級か通常の学級か検討している状況であるが、特別支援学級の枠は別にあるのか？	入学者決定時点で、通常の学級か特別支援学級か未定ですので、定員とは別の特別支援学級の枠は設けません。 なお、特別支援学級に就学を検討しており、まだ就学相談をしていない場合、特別支援教育室にお問い合わせください。（さいたま市教育委員会事務局学校教育部特別支援教育室 Tel：048-829-1667）
Q 1 4	定員制通学制度で、美園小学校から美園南中学校へ進学した場合、通学手段は、自転車でしょうか？徒歩でしょうか？	通学手段は、原則徒歩を予定しております。 なお、美園南中学校では自宅から学校までの直線距離が２ｋｍ以上ある、一部の指定した地区についてのみ、自転車通学を認めております。